

令和 6 年 6 月 3 日現在

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2022～2023

課題番号：22K20087

研究課題名（和文） 役務提供者の団体行動及び団体交渉をめぐる競争法・労働法上の規律に関する比較法研究

研究課題名（英文） Comparative Legal Study on the Treatment of Collective Agreements and Collective Action by Workers under Competition Law and Labor Law

研究代表者

石黒 駿 (Ishiguro, Shun)

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・助教

研究者番号：10876808

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、集团的労使関係における行為に対する競争法の適用の調整手法を検討した。一定の労働法領域について競争法の適用自体を除外する手法と、労働法上の正当性を踏まえて競争法の枠内で個別判断する手法とがある。前者は、競争法の枠組みが実体面・手続面で硬直的であり、公的・私的法執行が盛んである場合に選択される傾向にある。さらに、これらの調整の背景には、労働法内部でいかに競争が考慮されるかという問題がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、比較法の手法により、集团的労使関係における行為に対する競争法の適用の調整手法を検討した。比較対象とした、アメリカ、EU、ドイツ、フランスにおける調整のあり方についての知見が得られた。本研究は、集团的労働関係（法）と競争（法）の関係については、日本の具体的問題状況に即して、両（法）領域を横断する視点に立って検討する必要があることを示唆するものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study examines the method of adapting the application of competition law to conduct in industrial relations. There are two methods: one is to exclude the application of competition law itself to certain areas of labor law, and the other is to make individual decisions within the framework of competition law based on the justification of the labor law. The former tends to be chosen when the competition law framework is substantively and procedurally rigid and when public and private enforcement is flourishing. In addition, the question of how competition is taken into account within labor law underlies these adaptations.

研究分野：労働法

キーワード：集团的労働関係法 競争法 米国法 EU法 ドイツ法 フランス法 労働協約 経済的自由

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

役務提供者が、共同して、当該役務の需要者に対して、集团的圧力を背景に交渉を求め、交渉を実施し、役務提供の条件に関する一定の集团的合意に至る。これら（以下、「役務提供者の団体行動等」と総称する。）によって、役務提供市場又は川下市場における競争の制限が生じるとき、このことを競争法上どのように扱うべきか。

役務提供者が「労働者」、需要者が「使用者」である場合、競争法はそのような競争制限行為を非難しないという考えが、長らく日本では当然とされてきた。ところが、事業者性を有する役務提供者について、当該事案において労働組合法上の労働者性を肯定する最高裁判例の出現、多様な働き方及びギグ・エコノミーの拡大を背景としたフリーランスの就業環境保護への関心の高まりのなかで、役務提供者の団体行動等に対する競争法の適用いかん及び評価が関心を集めるようになった。

しかし、この問題については、国内の具体的事例が乏しく、学説における議論も僅かであった。日本における外国法研究としては、一つの法域に着目するものや、複数法域にわたって概観するものがみられた。もっとも、複数法域を横断した比較法研究で、競争法の適用や適用除外における個々の要件に着目して、その具体的内容や規範的根拠を検討する研究は見られなかった。

2. 研究の目的

そこで、本研究では、役務提供者の団体行動等に際して生じる役務提供市場又は川下市場における競争の制限に対する競争法上の取扱い、特に競争法上の評価と集团的労働法上の評価との関係を明らかにすることを大目的として、3に述べる方法で研究を進めることとした。

3. 研究の方法

本研究では、役務提供者の団体行動等に際して生じる競争制限に対する競争法上の取扱いについて、アメリカ法とEU法（その後の研究の進展を踏まえ、EU加盟国法としてのドイツ法とフランス法も対象に加えた。）という複数法域を対象として、競争法の適用の調整の方法、その際の各要件の内容・機能を比較する方法を用いた。より具体的な分析の視角として、特に次の2つに着目した。

第一が、競争法の違反要件における調整の方法である。1つは、集团的労使関係における行為・事項が、労働法が扱うべき問題領域に属することを理由として、競争法の適用を一律に否定するという手法である。もう1つは、競争法による禁止の構成要件を満たしうる一定の行為が、正当なものであることを理由に、競争法による禁止を適用しないという手法である。

第二が、労働法における調整の方法である。つまり、労働協約制度の設計において、労働者保護と企業間競争維持との間でいかなる調整がなされているか、具体的には、協約の物的対象、人的対象に関して、競争を維持するような制度がどのように組み込まれているか、である。さらに、労働者と使用者とが一定の距離を保って交渉しているかという観点にも着目した。これらの点は、厳密には、競争法の適用の調整の問題とは異なるものの、密接に関わる点であるため、検討の視角に加えた。

4. 研究成果

本研究の研究成果として、以下のものが挙げられる。

まず、役務提供者の団体行動等に際して生じる競争制限に対する競争法上の取扱いは、各法域における競争法と労働法の枠組みや労使関係のあり方によって、様々な形をとる。特に重要な要素は、競争法の枠組みの柔軟性（競争制限が個別に評価されるか、様々な公益が考慮されるか、事前手続を経ずに適用除外を受けられるか等）、競争法の公的・私的法執行の状況、労働法違反に対する特別の救済内容や救済機関の有無、競争法が追求する価値の遵守状況等である。これらを考慮して、労使関係への競争法の適用可能性があること自体が、望ましくない結果をもたらすと考えられる場合、労働に関わる一定の事項・行為・主体等につき、個別に可否を評価せず、一律に競争法の適用を否定するアプローチが選択される傾向にある。他方、そのような懸念がない場合、競争法の適用自体は肯定し、その枠内で、一定の行為が労働法上正当であることを踏まえて判断するアプローチが選択されやすい。

次に、副次的成果として、第一に、「労働法と競争法」という問題の位置付けが、法域によって異なることが明らかとなった。米国においては、集团的労使関係における行為に対する競争法の適用を巡る議論そのものが実践的意義を有する。そこでは、労働法上の適法性の評価とは別に、労働法上違法な行為も、競争法ではなく労働法に委ねるといった選択肢が存在していた。これに対して、ヨーロッパで主に問題となるのは、加盟国の労働法において適法であるはずの行為が、EU競争法あるいはそれと同等の加盟国法によって禁止されないか、である。プラットフォームワー

カーに関する展開の中で、労働法と競争法の関係が世界的に議論されるに至ったのは、一方の米国においてシャーマン法の適用がプラットフォーム労働者に対する現実の脅威となり、他方のEU加盟国内において、プラットフォーム労働者の団結のための制度がEU競争法と抵触する可能性が懸念されたことによるものと考えられる。以上の位置付けは、近時の議論が、米国において、競争法の枠組み自体の反省や他の方法での適用除外の模索に向かっている一方、EU加盟国において、プラットフォーム労働者に対応した既存のあるいは新たな枠組みのあり方に重点を置いていることとも整合する。

第二の副次的成果として、EU加盟国レベルではさらに異なる層の問題が見られることが明らかとなった。ドイツとフランスでは、労働協約制度のあり方を巡る議論の中で、競争法や競争の観点が援用されてきた。フランスでは、協約の人的対象との関係で、産業別労働協約の拡張適用制度において、競争の観点からの縮減的修正がなされ、あるいは、元々存在した、競争を考慮するための仕組みが活性化された。これに対して、ドイツでは、そのような動向は確認できなかった。ドイツでも、確かに競争法の適用可能性を念頭においた議論が展開されているが、その対立点は、主として協約の物的対象にある。

以上の成果は、2024年2月に助教論文として東京大学大学院法学政治学研究科へ提出し、3月に東京大学労働法判例研究会で報告した。加筆修正のうえ、2025年下旬以降、順次、公表する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 労働問題リサーチセンター	4. 発行年 2023年
2. 出版社 労働問題リサーチセンター	5. 総ページ数 41
3. 書名 『EU競争法における労働協約に対するTFEU 101条の適用除外』 『ポストコロナの働き方・労働市場と労働法政策の課題』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------